

先進環境対応自動車導入促進費補助金のご案内

～事業用に自動車の導入をお考えのみなさまへ～

自家用登録（白ナンバー）のEV・PHV・FCV（トラック・乗用車）除く

NGV

（天然ガス自動車）

EV

（電気自動車）

PHV

（プラグインハイブリッド
自動車）

FCV

（燃料電池自動車）



申請期限

※申請が予算額に達した場合、
提出期限前に受付を終了します

2021年3月15日（月）正午 必着
必ず車両導入（代金支払、登録）前に申請してください

※ただし、自家用登録車両（白ナンバー）のEV・PHV・FCV（トラック・乗用車）は車両の導入（車両登録及び代金支払）後30日以内に申請（2021年3月31日（水）まで）

愛知県では、自動車から排出されるCO₂などの温室効果ガスの削減等を目的とし、事業者が天然ガス自動車（NGV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などを導入する経費の一部を補助します。

対象となる方

- 営業用（緑ナンバー）車両 旅客・貨物運送事業者
- 自家用（白ナンバー）車両 中小企業等の事業者（注）

（注）中小企業信用保険法に規定された中小企業者（個人事業者を含む）等 詳細は下記WEBページをご覧ください

※ 上記の事業者へ貸し渡す目的で車両を導入するリース事業者も対象です。

対象車両と補助額

2020年4月1日～2021年3月31日に愛知県内の事業所で登録する新車

対象車種	補助額	上限額
NGV （トラック）	車両本体価格と 通常車両価格との差額×1/3	最大積載量 4ト未満 26.6万円 4ト以上 100万円
優良HV （トラック）		4ト未満 25.6万円 4ト以上 89.3万円
EV （トラック・乗用車） 白ナンバーは別チラシ参照	【3ナンバー車】（A-200）×2,000円 【3ナンバー以外の車】A×1,000円 A：一充電走行距離（km）	40万円
PHV （トラック・乗用車） 白ナンバーは別チラシ参照	20万円（定額）	20万円
FCV （乗用車） 白ナンバーは別チラシ参照	60万円（定額）	60万円

◆ ローン購入等による所有権留保車両を導入する場合、年度内に車両代金全額が販売店に入金されている必要があります。また、申請者が年度内に自動車販売会社やローン会社等へ支払った額を補助の限度とします。

○上記以外にもハイブリッドUDタクシー等も補助対象です。詳細は下記WEBページをご覧ください。

<お問合せ先>

愛知県環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1-2

TEL 052-954-6217（ダイヤルイン） FAX 052-955-2029

☆時間：平日9:00～12:00,13:00～17:00（年末年始(12/29～1/3)を除く）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000051821.html>

愛知県 環境 車 補助金

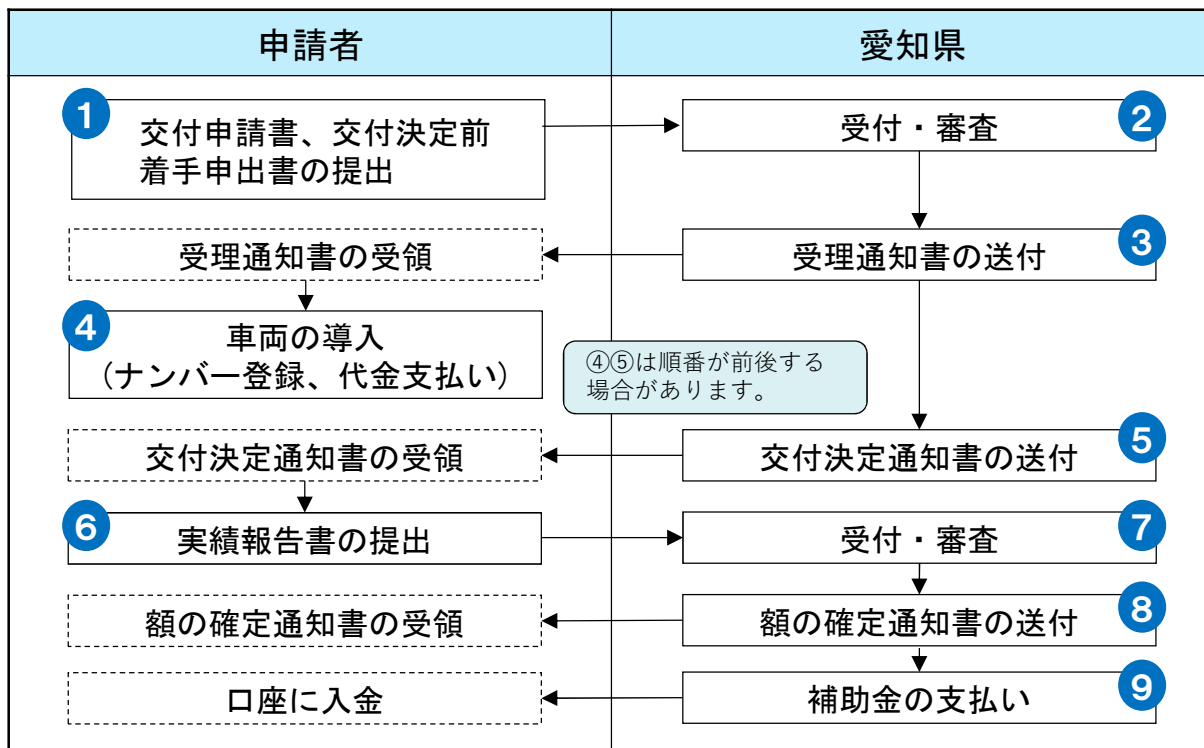
検索

13 気候変動に
具体的な対策を



申請の流れ

※自家用登録（白ナンバー）のEV・PHV・FCV(トラック・乗用車)は申請方法が異なります。



◆注意◆

- ・①交付決定及び交付決定前着手の申出を受けてから、③受理通知書を送付するまで、通常1～2週間程度かかります（場合によってはさらに時間を要することもあります）。
- ・①交付申請時や⑥実績報告時の必要書類は、WEBページをご覧ください。

詳細はこちら → <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000051821.html>

申請にあたっての注意事項

- ・個人による購入（マイカー使用）は補助対象になりません。
- ・車両の使用の本拠は、事業所の所在地に限ります。
- ・車両の導入前に、県への交付申請をする必要があります。
車両の導入後に県へ交付申請をした場合、補助対象になりません。
- ・同一年度内に導入が完了しない場合は補助対象になりません。
- ・補助を受けた車両を所定の期間内（営業用車両の場合3～5年）に処分する場合、事前に県の承認が必要です。また、この場合、補助金の一部を返還していただきます。

車両の導入…車両のナンバー登録及び車両の購入（代金支払い）

自動車税の優遇について

愛知県内で登録を受けたEV、PHV、FCVの自動車税種別割について、下記のとおり免除となります（県内登録の車両はすべて対象です）。

○対象となる自動車

2014年4月1日～2021年3月31日に新車新規登録を受けたEV、PHV、FCV

○免除となる期間 及び 軽減額

新車新規登録を受けた年度及び翌年度から5年分を全額免除

<自動車税についてのお問い合わせ先>

車検証の登録住所を管轄する県税事務所（管轄及び電話番号は下記をご参照ください）

WEB <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000049103.html>